

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-01		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	法律相談		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸
			担当者名	石澤		内線	2146
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-03-01		法律相談				
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	区民相談所条例、同施行規則、会計年度任用職員設置要綱		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために					
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	02 窓口サービス等の充実					
目的	区民の日常生活の中での法律が関わる専門的な問題について、弁護士による無料法律相談の機会を設け、区民福祉の向上に資する。						
対象者等	・日常生活の中での法律が関わる専門的な問題について相談を希望する区民						
内容	・相談日時 …毎週2回 火曜日及び金曜日 13時～16時（要事前予約） ・相談時間 …1件あたり概ね30分間 ・相談方法 …法律相談員（弁護士）が毎回2人に対応 ・相談員報酬…1人1回あたり @20,300円（税込） 費用弁償-通勤手当相当を別途支払（令和4年度4月から） ・相談員 …荒川区区民相談所弁護士会会員弁護士（22人）						
経過	・昭和25年度開始 ・昭和39年4月1日 荒川区区民相談所条例（昭和39年3月31日条例第5号）施行 ・平成14年4月1日 区民相談所の所管部署移管： 企画部（現区政広報部）広報課から地域振興部（現区民生活部）区民課へ						
必要性	区民の法律が関わる専門的な問題について、弁護士に相談できる場の提供は、区民福祉の向上のために必要である。						
実施方法	（ ☒ 1直営）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） ・荒川区区民相談所弁護士会から推薦された22人の弁護士を区が法律相談員として任用（任期1年） ・週2回毎回2人の輪番制で法律相談を担当						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
6年度	7年度						
推進	推進	区民の法律が関わる高度化多様化する専門的な問題について、弁護士に相談できる場を提供し、区民福祉の向上に寄与する優先度の高い事業であるため、推進する。					

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			4,235	4,194	4,067	4,190	4,250	4,207	4,192
決算額（6年度は見込み）			4,152	4,026	3,885	3,966	4,042	4,018	4,192
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	法律相談（件）		509	512	402	422	439	492	500
	委嘱人数（人）		25	26	25	24	22	22	22
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	法律相談員報酬	3,938	報酬	法律相談員報酬	3,897	報酬	法律相談員報酬	4,060	
旅費	費用弁償	74	旅費	費用弁償	76	旅費	費用弁償	84	
需用費	図書購入	30	需用費	図書購入	45	需用費	図書購入	48	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	4,781	4,747	▲ 34	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	104	121	17		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	72	179	107		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,957	▲ 5,047	▲ 90
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)		4,957	5,047	90	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 4,957	▲ 5,047	▲ 90	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 4,957	▲ 5,047	▲ 90	

備考	弁護士である相談員が、週2回毎回2人交代で事前予約による相談に応じており、行政費用の大部分が給与関係費である。
----	---

問題点	○法律相談は、多様かつ複雑で高度な専門的相談を行うことで他の専門相談と区別するが、司法書士、行政書士ほかの専門相談が相応しい場合もあり、相談内容を的確に把握し適切な相談へつなぐ必要がある。そのため、職員の窓口や電話での傾聴が非常に重要である。
-----	---

問題点・課題の改善策

令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	感染症予防策の実施とともに区民の相談へ適切に対応するよう受付時の傾聴に努め需要に応じる相談体制を検討していく。		手指消毒、机上仕切板、相談毎拭取消毒等の感染症予防策を実施。需要に応じた相談を実施。			区民の相談に的確に対応するよう引き続き、受付時の傾聴に努め需要に応じる相談体制を検討していく。		
②								
③								
他区の実況 (要旨)	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)			

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-03		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	一般相談及び各種相談		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	石澤		内線	2146	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-03-02		一般相談および各種相談					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	区民相談所条例、同施行規則、会計年度任用職員設置要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	02 窓口サービス等の充実						
目的	区民の日常生活の中での様々な問題について、各種無料専門相談等の機会を設けることにより、区民福祉の向上に資する。							
対象者等	・ 日常生活の中での様々な問題について相談を希望する区民							
内容	[一般相談] ・ 相談日 …平日8時30分～17時15分 ・ 相談方法…相談員が対応 ・ 相談員 …相談員4人（再任用2人、会計年度任用職員2人）							
経過	○区民相談所 昭和25年5月1日発足 [一般相談] ・ 昭和25年度開始 ・ 昭和39年4月1日 荒川区区民相談所条例（昭和39年3月31日条例第5号）施行 ・ 平成14年4月1日 区民相談所の所管部署移管： 企画部（現区政広報部）広報課から地域振興部（現区民生活部）区民課へ							
必要性	区民の日常生活の中において生じる様々な問題に対する相談の場の提供は、区民福祉の向上のために必要であり、区民に安心感をもたらすものである。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 司法書士相談、行政書士相談、不動産取引相談、年金労務相談、土地建物登記-測量相談、行政相談 ※法律相談（事務事業コード04-01-01）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	区民の様々な問題の解決に向け、各種相談の場を提供し、区民の日常生活を支える優先度の高い事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		7,405	7,311	8,401	8,660	7,435	6,508	9,475
決算額（6年度は見込み）		532	427	461	430	2,607	20	9,475
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	一般相談件数	2,630	2,986	2,838	2,802	2,476	3,000	3,000
	行政、青少年（人権）相談件数	36	32	6	23	36	30	30
	その他相談件数（除：法律・交通事故）	313	399	273	349	377	400	400
	外国語相談件数	14	8	7	14	-	-	-

令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	相談員報酬	2,057	報酬	相談員報酬	0	報酬	相談員報酬	5,588
職員手当等	相談員期末手当	412	職員手当等	相談員期末手当	0	職員手当等	相談員期末手当	1,118
共済費	相談員社会保険料	111	共済費	相談員社会保険料	0	職員手当等	相談員勤勉手当	1,048
旅費	相談員旅費	0	旅費	相談員旅費	0	共済費	相談員社会保険料	1,180
旅費	相談員費用弁償	0	旅費	相談員費用弁償	0	旅費	相談員旅費	2
需用費	消耗品等	27	需用費	消耗品等	15	旅費	相談員費用弁償	465
			使用料及び賃借料	会場使用料	5	需用費	消耗品等	74

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	4,267	1,700	▲ 2,567	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	27	20	▲ 7		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	144	357	213		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,438	▲ 2,077	2,361
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)		4,438	2,077	▲ 2,361	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 4,438	▲ 2,077	2,361	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 4,438	▲ 2,077	2,361	

供	○相談員の給与関係費が行政費用の大半を占めている。
---	---------------------------

問	○相談者の多様な相談内容を的確に把握し、弁護士法律相談、司法書士、行政書士、社会保険労務士ほかの適切な専門相談につなぐ必要がある。そのため、職員（相談員）の窓口や電話での傾聴が非常に重要である。
---	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	感染症防止策を講じるとともに、相談需要等に応じた相談体制の対応等を検討していく。	手指消毒、机上仕切板、相談毎拭取消毒等の感染症予防策を実施。需要に応じた相談を実施。	区民の相談に的確に対応できるよう引き続き、受付時の傾聴に努め需要に応じる相談体制を検討していく。
②			
③			

其他	(实施 22 区)	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	---------

区の実
施状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		04-01-04		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事					
事務事業名		町会・自治会助成費		部課名		区民生活部区民課		課長名		岸							
				担当者名		関沢		内線		2519							
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-04-01		町会・自治会事業助成費													
		01-04-03		町会・自治会事業支援費													
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業							
開始年度		昭和 42（ 1967 ）年度		根拠		荒川区町会に対する事務事業助成金交付要綱											
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度		法令等													
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画									
行政評価 事業体系		分野		V		文化創造都市											
		政策		10		活力ある地域コミュニティの形成											
		施策		01		地域活動の支援と人材育成											
目的		町会・自治会の支援を行うことにより区の各種事業の周知及び実施について、町会等の協力を得ることが できるほか、町会等が自主的に行う事業を支援することで、地域力と地域住民の福祉の向上を図ることが できる。															
対象者 等		町会・自治会															
内容		<事務事業助成金> 令和5年度実績 61,419,500円 119町会 (1)基礎額（1町会・自治会当たり） 1,000世帯未満125,000円、1,000世帯以上2,000世帯未満130,000円、2,000世帯以上135,000円 (2)世帯割額単価 360円 *毎年4月1日の世帯数から算出（外国人を含む） <掲示板修繕助成金> 平成29年度開始 町会所有の掲示板を1基につき50,000円を助成 <回覧板作成> 平成29年度 回覧板を作成し配付 <AED屋外設置> 平成29年度 町会会館等にAEDを屋外設置 (平成22～24年度に活動助成費（イベント等助成）でAEDを各町会に配置）															
経過		平成 6年4月 事務事業助成金の世帯割額の単価を変更（330円→360円） 平成 9年6月 基礎額を世帯数規模別に3段階に設定（従来は一律25,000円） 平成20年4月 掲示板修繕助成開始（平成22年度終了） 平成23年4月 基礎額を一律100,000円アップ 25,000円→125,000円、30,000円→130,000円、35,000円→135,000円 平成29年 掲示板修繕助成開始 回覧板作成配付 町会会館等にAEDを屋外設置 ※事務事業助成金交付要綱は、平成7年度まで単年度要綱															
必要性		区事業の周知及び実施について、町会等の協力は不可欠である。 地域コミュニティの担い手として、町会等は中心的・不可欠の存在である。															
実施 方法		☐ （1直営） ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）															
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明								
				3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)									
	①	町会加入率(%)			63	63	64	64	65	加入世帯数／区内世帯数 (年度当初)							
	②																
	③																
事務事業の分類				分類についての説明・意見等													
6年度		7年度															
重点的に推進		重点的に推進		区が行政サービスを実施する上で、コミュニティ活動の中核を担う町会・自治会の協力は不可欠であり、優先度は極めて高い。													

(単位：千円)備考

問題点・課題

○区が行政サービスを実施していく上で、町会等を通じて情報提供や協力依頼などを行うことも多いことから、町会未加入者への情報提供等について、どのようにカバーするかが今後の課題である。

○地域のコミュニティ形成が多様化（地域協議会・地域ネットワーク等）する中で、町会等が担う役割は重要である。しかし、町会等が中心となり地域全体で取り組む必要がある防犯・防災活動や環境問題等の活動において、地域住民の参加協力が十分とはいえない現状もあり、地域力の向上を図るうえで、町会等に対する支援は重要である。

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	町会活動への参加促進を図る施策を 支援していく。	助成金による町会活動の支援及び町 会会館へのAED設置を通じて、地域力 の更なる向上を図った。	引き続き、町会等が自主的に行う 事業を支援し、地域力の向上を図 る。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況 議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区 ）
	平成27年度予特 町会・自治会掲示板の修繕に係る区の支援について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-05		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	町会連合会助成費		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	関沢		内線	2519	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-04-02		町会連合会助成費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 60（ 1985 ）年度		根拠	荒川区町会連合会等に対する助成金交付要綱				
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度		法令等	荒川区町会連合会活動事業助成金交付要綱				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成						
	施策	01 地域活動の支援と人材育成						
目的	町会連合会等から協力を得ること及び町会連合会等の自主的活動を支援することにより、地域住民の福祉の向上を図る。 町会連合会に対して、区が行う各種事務事業に伴う連絡・依頼事項等の意見を調整し、協力を得ること で、単一町会への連絡・依頼等を円滑に行う。							
対象者 等	荒川区町会連合会（1団体）及び地区町会連合会（8団体）の長及び構成員							
内容	荒川区町会連合会等に対する助成金 ○荒川区町会連合会への助成金 @18,000円×町会連合会数（8連合町会）=144,000円 ○各地区町会連合会（事務局：各区民事務所等）に対するもの @6,500円×各地区町会連合会に属する町会数（区内計120町会）=780,000円 荒川区町会連合会活動事業助成金 @2,500,000円×1=2,500,000円 令和5年度事業実施概要 実務担当者研修会は、荒川区自治総合研究所と連携して3月に実施 町会のデジタル化促進に向けて、希望する町会で説明会を実施							
経過	荒川区町会連合会等に対する助成金 ○荒川区町会連合会に対するもの ・S62～H11 @1,000円×町会数 ・H12～ @10,000円（H22～ @18,000円）×地区町会連合会数 ○各地区町会連合会に対するもの（町会割額単価） ・S60～S62 @5,000円 ・S63～H元 @6,000円 ・H2～H11 @7,000円 ・H12～ @6,500円 ※H25 東京都町会連合会設立30周年及び東京オリンピック招致に係る経費として300千円増額。 荒川区町会連合会活動事業助成金 研修会など自主的活動を支援する助成金							
必要性	町会連合会は、区と区民との橋渡し役として活動するとともに、区が実施する事業への協力のみならず、消防・警察分野など行政活動全般において区が直接実施することが困難な活動も広く行っており、区としてその活動を支援する必要性は非常に高い。							
実施 方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【実務担当者研修会テーマ】 H29加入促進/防災/防犯 H30防犯 R4町会運営 R5荒川区民総幸福度							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	町会実務担当者研修会延べ参加者数	0	43	37	45	120	年1、2回開催
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進		推進	コミュニティ活動の中核として、行政活動全般について協力を得ており、優先度は高い。					

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,354	2,011	657	行政収入	地方税等	0	0			
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0			
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0			
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0			
		補助費等	1,337	1,088	▲ 249		使用料及び手数料	0	0			
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0			
		賞与・退職給与引当金繰入額	115	423	308		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,806	▲ 3,522			▲ 716
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0			
		行政費用合計(b)	2,806	3,522	716		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,806	▲ 3,522			▲ 716
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0					
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,806	▲ 3,522			▲ 716		

備	町会活動に対する補助を指す補助費等が行政費用の約3割を占めている。
---	-----------------------------------

問	「町会実務担当者研修会」について、町会・自治会が抱える課題解決に向けた現場のニーズを見極め、適切なテーマを設定する必要がある。
---	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	加入促進における問題は、依然として町会が抱えている大きな問題であるため、継続して研修を実施していく。	荒川区自治総合研究所とタイアップし、町会活動と荒川区民総幸福度の関係性に関する研修会を実施した。	引き続き、町会が抱える課題解決に繋がる研修を企画・実施していく。
②			
③			

其他	(实施 0 区 未实施 22 区 不明 0 区)
----	----------------------------

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-06		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	町会・自治会活動助成費（イベント等助成）		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	関沢		内線	2519	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-05-01		町会・自治会活動助成費（イベント等助成）					
	01-05-02		町会・自治会課題対応支援助成費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度		根拠	荒川区町会・自治会地域活性化事業に関する活動助成要綱				
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度		法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成						
	施策	01 地域活動の支援と人材育成						
目的	町会・自治会が実施する地域コミュニティの活性化を図る事業や健全な活動を継続するための課題解決に資する経費を助成することにより、地域の活性化、町会等への加入促進を図る。また、地区町会連合会が実施する宿泊研修に対する助成をすることで地域コミュニティの担い手である町会・自治会の更なる振興を図る。							
対象者等	町会・自治会							
内容	＜町会等イベント助成＞ イベント助成 事業に要する経費の3分の2助成（限度額10万円（特例20万円）×2回 ※特例は1回のみ） 食品を取扱う事業に必要な設備に要する経費を全額助成（限度額12万円） 次代の役員等の育成事業に要する経費の3分の2助成（限度額10万円×1回） 実務担当者育成事業助成 ＜地区町会連合会研修助成＞ 宿泊費助成 1町会3人まで（リバーパーク汐入町会は9人まで）宿泊費の半額を助成 バス代助成 バス代を全額助成 実務担当者研修助成 実務担当者研修会に要する経費を全額助成（限度額10万円×1回） ＜A E D（自動体外式除細動器）設置＞平成22～24年度 ※平成29年度に町会・自治会助成費で屋外設置 ＜町会等課題対応支援助成＞ 弁護士相談等に要する経費を助成（限度額170万円）							
経過	平成20年度 イベント助成開始 事業に要する経費の2分の1助成（限度額10万円（限度額内2回まで）） 平成22年度 イベント助成充実 事業に要する経費の3分の2助成（限度額10万円（特例20万円）×2回） 地区町会連合会研修助成開始（宿泊費助成、バス代助成） 平成28年度 地区町会連合会研修助成充実（実務担当者研修助成） 令和元年度 イベント助成充実（実務担当者育成事業助成） 令和2年度 新型コロナウイルス感染症 感染防止に供する物品の現物提供を実施 新型コロナウイルス感染症 感染防止に供する物品購入等経費の一部助成を実施 町会等課題対応支援助成開始 令和6年度 イベント助成充実 食品を取扱う行事について、新たに必要となる設備の経費を助成							
必要性	地域コミュニティの担い手として、町会等の振興を図る必要がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	町会・自治会イベント助成団体利用率(%)	14.2	41.7	77.5	80.0	100.0	利用団体数/全町会・自治会数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	地域コミュニティの担い手である町会・自治会の振興を図ることは、次代を担う世代にその活動を引き継いでいく上で重要であり、優先度は高い。						

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-07		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	町会・自治会会館建設助成費		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸
			担当者名	関沢		内線	2519
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-06-01		町会・自治会会館建設助成費				
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 56	（ 1981 ）	年度	根拠	荒川区町会事務所建設等助成金交付要綱、荒川		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等	区町会会館建築等に伴う利子補給実施要綱	
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画
行政評価 事業体系	分野	V 文化創造都市					
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	01 地域活動の支援と人材育成					
目的	区内に町会事務所（町会会館を含む）を建築・増改築・修繕、設備の設置・購入する場合、並びにコミュニティ活動用の備品の設置・購入・修繕をする場合、区がその経費の一部を助成することにより、町会事務所の建設を促進し、コミュニティ活動の活性化を図る。						
対象者等	町会事務所を建築等した町会・自治会の代表者（町会長）						
内容	対象となる経費 (1) 町会事務所の建物の建築、購入（新築、中古を問わない）等の取得費 (2) 費用が100万円以上の町会事務所の建物の増改築費及び修繕費 (3) 費用が30万円以上の冷暖房設備設置費及び福祉関連設備設置費（本体機器を含む） 対象外の経費 (1) 町会事務所用地の取得経費（借地権利金を含む）及び造成経費 (2) 町会事務所用地の外構工事費 (3) 備品及び什器類の購入費 ※原則、助成を受けて10年間は同一対象経費の助成を受けられない。						
経過	助成金額の推移 昭和56年度 助成率10% 限度額100万円 昭和63年度 助成率15% 限度額300万円 平成05年度 助成率50% 限度額300万円 平成10年度 建設・購入等 助成率50% 限度額 300万円 平成10年度 冷暖房設備 助成率30% 限度額 30万円 平成10年度 福祉関連設備 助成率80% 限度額 160万円 平成11年度 葬祭機能有り 助成率50% 限度額 500万円 平成22年度 防災用テレビ 助成率50% 限度額 20万円（平成22・23年度のみ助成） 平成26年度 借入金に対する利子補給 限度額 300万円（年度60万円） 平成26年度 宝くじ助成制度利用開始 限度額 250万円 令和元年度 建築・購入等 助成率50% 限度額1,000万円						
必要性	町会事務所建設等の経費の一部を助成することにより、コミュニティ活動の拠点となる町会事務所の建設を促進し、コミュニティ形成と活性化を図ることができるため、必要性は非常に高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
6年度	7年度						
推進	推進	町会活動の拠点となる町会事務所の建替えを促進し、コミュニティ活性化に寄与する事業であり、優先度は高い。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,792	3,168	▲ 624	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	10,275	22,178	11,903		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	7,500	5,000	▲ 2,500
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	7,500	5,000	▲ 2,500
		賞与・退職給与引当金繰入額	323	666	343		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,890	▲ 21,012	▲ 14,122
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	14,390	26,012	11,622		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,890	▲ 21,012	▲ 14,122
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 6,890	▲ 21,012	▲ 14,122

備考	町会事務所建設等に対する補助への取り組みを指す補助費等が行政費用の約9割を占めている。5年度は4年度と比較して助成件数が増加したため、補助費等が増加している。 行政収入では、宝くじ助成制度利用によるその他収入として5,000千円が計上されている。
問題点	○町会会館の建設助成にあたり、予算要求前に町会・自治会に建設計画について意向調査を実施しているが、町会会館の修繕については緊急に生じるため把握が難しく、予算の積算が課題である。 ○宝くじ助成の申込が全国的に増加しており、助成決定される町会数が近年1件にとどまっていたが、3年度は2件、4年度は3件、5年度は2件となっている。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	宝くじ助成などの助成制度の活用を 促し、町会会館等がコミュニティの 拠点となるよう支援していく。	町会活動の拠点となる町会事務所の 建設等を促進し、地域コミュニティ の活性化に寄与した。	引き続き、補助金の活用について 周知し、地域コミュニティの形成 に寄与する。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		04-01-08		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		町会法人化助成費		部課名		区民生活部区民課		課長名		岸			
				担当者名		関沢		内線		2519			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-07-01		町会法人化助成費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 3（1991）年度		根拠		地縁による団体の認可及び登記手続経費助成要綱							
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（2025）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画					
行政評価事業体系		分野		V		文化創造都市							
		政策		10		活力ある地域コミュニティの形成							
		施策		01		地域活動の支援と人材育成							
目的		町会・自治会の地縁による団体が、区長の認可を得て、法人格を取得することにより、町会・自治会名義で不動産登記が可能となり、保有財産をめぐるトラブルの防止と地縁による団体の活動を円滑にすることを目的に実施する町会等の法人化について、認可後の登記手続き等に要する経費の一部を助成する。											
対象者等		地縁による団体として認可された、町会・自治会の団体の長											
内容		助成の対象となる不動産 直接町会・自治会活動のために使用する町会事務所及びその事務所が建っている土地。 ただし、店舗又は貸室など収益事業に供する建物部分は対象としない。 対象経費 (1) 認可申請に係る総会開催費 (2) 登録免許税相当額 (3) 登記に係る書類作成経費 (4) その他区長が認めたもの 助成金額 45万円を限度に対象経費の50% 特例登記の場合は、100万円を限度に対象経費の50%											
経過		平成 3年 地方自治法の改正により町会・自治会が資産の登記名義人等の権利能力を有する 区長は認可した町会・自治会に対して告示内容記載事項証明書を発行する 平成 5年 区長は認可した町会・自治会に対して印鑑登録証明書を発行する 平成 6年 町会・自治会の名義変更に要した経費について、区が一部を助成する 平成27年 地方自治法の改正により認可地縁団体の不動産登記に関する特例制度が創設されたことから、特例登記に要する経費の場合には助成限度額を100万円とする 令和 5年 地方自治法の改正により認可地縁団体の合併が可能となる											
必要性		法の趣旨の観点から、町会・自治会の法人化を促進するために必要である。											
実施方法		(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員)											
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明					
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)						
	①	町会・自治会の法人化率(%)	56.7	56.7	57.5	57.5	58.3	法人化町会数/全町会数					
	②												
	③												
事務事業の分類			分類についての説明・意見等										
6年度		7年度											
推進		推進											
法人化することで町会・自治会の財産管理や活動を円滑に進めることができるため、優先度は高い。													

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		1,800	1,800	1,600	900	1,100	400	400
決算額（6年度は見込み）		0	305	536	0	103	0	400
実績の推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	法人認可町会数	1	0	1	0	0	1	2
	法人認可町会累計数	67	67	68	68	68	69	71
	法人化助成件数	0	1	3	0	1	0	2

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,987	2,254	267	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	103	0	▲ 103		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	169	474	305	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,259	▲ 2,728	▲ 469	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		2,259	2,728	469	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,259	▲ 2,728	▲ 469
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,259	▲ 2,728	▲ 469

備考	○行政費用の補助費等について、5年度は1町会を地縁団体として認可し、法人化に至ったが、法人化に伴う不動産登記手続き等は行われなかったため、当該手続きに係る経費の補助申請はなかった。 ○認可と助成はタイムラグがあるので、各年度における認可件数と助成件数は一致しない場合がある。
----	---

問題点・課題	○毎年、町会・自治会に調査を実施して法人化の意向確認を行っているが、町会会館を既に有している町会では名義変更等の必要が生じた時点で法人化を検討するため、予算要求時の対象町会・自治会の予測が困難である。 ○平成27年4月1日に地方自治法の一部が改正され、地縁団体における登記の特例（法第260条の38及び39）が施行されたことに伴う制度の周知と、該当町会に対する制度の活用を促す必要がある。 ○法人化の必要性や方法が町会として把握しきれておらず、丁寧な周知が必要である。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	法人化の利点を説明し、各種助成金の申請や保有財産の簡便な管理につながるよう、町会等に法人格取得を促す。	法人化の利点について丁寧に説明を繰り返して、法人格取得を促した結果、1町会の法人化に繋がった。	引き続き、各種助成金の申請や保有財産の簡便な管理につながるよう、町会等に法人格取得を促す。
②			
③			

他 区 施 状	（実施 4 区 未実施 0 区 不明 18 区）									
	他区においては、同目的も含め包括的に助成を実施している区もある。									

状況の実	
況（要旨） 議 会 質 問 状	

事務事業分析シート（令和6年度）										No1
事務事業コード		04-01-09			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		町会連合会活動推進費			部課名		区民生活部区民課		課長名	
					担当者名		関沢		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-08-01			町会連合会活動推進費					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 57（ 1982 ）年度			根拠					
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度			法令等					
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		V 文化創造都市						
		政策		10 活力ある地域コミュニティの形成						
		施策		01 地域活動の支援と人材育成						
目的		町会連合会に対し、会議運営等の事務補助を行うことで、区が行う各種事務事業の周知・協力や、区と町会間の意見調整などを円滑に行えるようにする。 町会連合会の会長交代時や退任時等に、区と町会との橋渡し役としてご協力いただいたことに対する感謝と敬意を示す場を設ける。								
対象者等		荒川区町会連合会（1団体）及び地区町会連合会（8団体）の長及び構成員								
内容		町会連合会事務補助 ○定例会議等の実施 ・町会連合会会議の開催（総会年1回、定例会年10回、1月及び8月は実施せず） ・町会連合会懇親会の開催 ○町会実務担当者研修会の実施（再掲） 交代式等の開催 荒川区町会連合会の会長交代時や各地区の町会連合会会長の退任時等に、交代式や感謝状贈呈式を開催								
経過		定例会議 ・昭和60年度から町会連合会助成金の交付が開始され、それに伴い不定期だった会議が定例化された。 ・平成8年6月19日に「荒川区町会連合会規約」が制定され、役員の任期等が正式に定められた。 町会実務担当者研修会 ・町会連合会の発案で、町会・自治会の課題解消に向け、町会の実務担当者を対象とした研修会を平成24年度から開始した。								
必要性		区事業の情報や協力依頼などを各町会に周知し、意見調整を行うために欠かせない事業である。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①									
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
6年度		7年度								
推進		推進		区との意見交換や町会長相互の交流が促進されることから、優先度は高い。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		1,295	1,356	1,384	1,590	1,592	1,553	1,824
決算額（6年度は見込み）		1,167	1,195	988	1,096	1,091	1,173	1,824
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	区内町会数	120	120	120	120	120	120	120
	定例会議への付議依頼件数	113	106	67	77	79	100	100
	町会連合会会長交代式開催数	0	1	0	1	0	0	0
	地区町連会長変更人数	2	2	0	2	1	2	4

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	町会連合会会長交代式賄費	0	需用費	交代式賄費	0	需用費	町会連合会会長交代式賄費	170
需用費	町会交換便封筒	75	需用費	町会交換便封筒	169	需用費	町会交換便封筒	175
役務費	感謝状筆耕料	0	役務費	感謝状筆耕料	25	役務費	感謝状筆耕料	23
委託料	町会交換便業務委託	1,016	委託料	町会交換便業務委託	979	委託料	町会交換便業務委託	1,440
使用料等	会長交代式会場使用料	0	使用料等	会長交代式会場使用料	0	使用料等	会長交代式会場使用料	16

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,160	3,657	497	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,091	1,173	82		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	269	769	500		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,520	▲ 5,599	▲ 1,079
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		4,520	5,599	1,079	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 4,520	▲ 5,599	▲ 1,079
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 4,520	▲ 5,599	▲ 1,079	

借	会議開催に係る費用及び委託料を指す物件費が行政費用の約2割を占めている。
---	--------------------------------------

問題点・課題

○町会連合会定例会を通じた町会等への依頼の他、急を要する場合など、各部署から直接協力を依頼するケースもあり、各部署との連携が必要である。

○町会連合会会長として、区役所の各課や他の行政機関が開催する会議・事業への出席を求められることが多いので、会長の充て職について見直すなど、負担の軽減を図ることが課題となっている。

○町会交換便の利用件数が、平均月10件程度となっている。町会の負担軽減のため、不要不急の案件や他の手段によることが可能な場合は依頼を断るなど、他部署と更に連携していく。

問題点・課題の改善策

		令和5年度に取り組む 具体的な改善内容		令和5年度に実施した 改善内容および評価		令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	各町会長に対し精度の高い情報を提供するため、引き続き情報の集約を強化していく。			町会の負担を軽減するため、町会依頼に頼らない区民等への情報提供手段の検討・構築を各課に依頼した。		引き続き、町会の負担を軽減するため、町会依頼に頼らない区民等への情報提供手段を検討する。			
②									
③									
他区の実況	（実施	0	区	未実施	22	区	不明	0	区）
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）									

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-10		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事																													
事務事業名	地域活動促進費		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸																													
			担当者名	関沢		内線	2519																													
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-09-01	地域活動促進費																																	
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業																														
開始年度	平成 2	（ 1990 ）	年度	根拠	地域振興事業補助金交付要綱																															
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等																															
実施基準	☐ 法令基準内		☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画																													
行政評価 事業体系	分野	V 文化創造都市																																		
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成																																		
	施策	01 地域活動の支援と人材育成																																		
目的	地域の各種団体で組織した実行委員会に対して、地域振興事業に要する経費を補助することによって、実行委員会の自主的かつ安定的な運営を図る。それにより区民相互の交流を深め、自立と連帯に支えられた住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする。																																			
対象者等	子どもを中心とした地域住民																																			
内容	町会や青少年育成地区委員会など地域の各種団体で組織した実行委員会がこどもまつりを開催する。																																			
	＜令和5年度実績＞ <table><thead><tr><th>名 称</th><th>地 域</th><th>実 施 日</th><th>参加者</th><th>場 所</th></tr></thead><tbody><tr><td>南千住なかよしまつり</td><td>南千住</td><td>雨天により中止</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ドンとやろう大会</td><td>荒川</td><td>令和5年11月12日（日）</td><td>1,025人</td><td>第四中学校</td></tr><tr><td>町屋こどもまつり</td><td>町屋</td><td>令和5年10月29日（日）</td><td>1,930人</td><td>第五峡田小学校</td></tr><tr><td>尾久っ子ワクワクまつり</td><td>尾久</td><td>令和5年11月 5日（日）</td><td>7,000人</td><td>あらかわ遊園運動場</td></tr><tr><td>にっぽり青空こどもまつり</td><td>日暮里</td><td>令和5年11月 3日（祝）</td><td>3,000人</td><td>日暮里南公園</td></tr></tbody></table>							名 称	地 域	実 施 日	参加者	場 所	南千住なかよしまつり	南千住	雨天により中止			ドンとやろう大会	荒川	令和5年11月12日（日）	1,025人	第四中学校	町屋こどもまつり	町屋	令和5年10月29日（日）	1,930人	第五峡田小学校	尾久っ子ワクワクまつり	尾久	令和5年11月 5日（日）	7,000人	あらかわ遊園運動場	にっぽり青空こどもまつり	日暮里	令和5年11月 3日（祝）	3,000人
名 称	地 域	実 施 日	参加者	場 所																																
南千住なかよしまつり	南千住	雨天により中止																																		
ドンとやろう大会	荒川	令和5年11月12日（日）	1,025人	第四中学校																																
町屋こどもまつり	町屋	令和5年10月29日（日）	1,930人	第五峡田小学校																																
尾久っ子ワクワクまつり	尾久	令和5年11月 5日（日）	7,000人	あらかわ遊園運動場																																
にっぽり青空こどもまつり	日暮里	令和5年11月 3日（祝）	3,000人	日暮里南公園																																
経過	地域の各種団体で組織した実行委員会が運営。現在は地域のイベントとして定着している。																																			
	平成24年度 各地域一律150千円増額し、378千円とする。 令和6年度 食品を取り扱う行事について、新たに必要となる設備の経費として各地域一律120千円増額し、498千円とする。																																			
必要性	地域コミュニティを活性化する上で、地域の各団体の人々が協力して作り上げる催しは、参加者に連帯感を生み出し、協力の輪を広げていくきっかけとなる。地域一体で子どもを中心としたイベントを行うことにより、子どもを見守る健全な地域づくりの意義は大きい。																																			
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）																																			
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明																												
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)																													
	①	参加率（％）	0	5.4	5.9	6.4	15.0	参加人数/10月1日現在人口																												
	②																																			
③																																				
事務事業の分類			分類についての説明・意見等																																	
6年度	7年度																																			
推進	推進	地域一体で子どもを中心としたイベントを行うことで区民相互の交流と地域コミュニティの活性化を図るため優先度は高い。																																		

(単位：千円)備考

補助費等は各5地区で実施される地域振興事業に係る経費の補助金であり、行政費用の約5割を占めている。

問題点・課題

○幅広い地域団体の自主的な参加を促しながら、地域に根付いた魅力ある事業として内容の充実を図り、地域住民が気軽に参加できる事業に発展するよう、支援する必要がある。

問題点・課題の改善策

他区の寒
施状況

議 會 質 問 狀 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-11		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	町会役員表彰（地域振興功労者表彰）		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	関沢		内線	2519	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-97-98	町会役員表彰					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 6	（ 1994 ）	年度	根拠	地域振興功労者表彰実施要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成						
	施策	01 地域活動の支援と人材育成						
目的	町会・自治会の役員として、地域社会の発展に寄与し、他の模範となる者を表彰することにより、区政及び町会の振興発展を図る。							
対象者等	町会の役員であって次のいずれかに該当する者 ① 部長以上に相当する役職にあって、8年以上職務に精励した者 ② 町会の役職にあって、10年以上その職務に精励した者のうち、特に町会長が推薦した者							
内容	2年に一度、表彰式典を行う。 ・目的 上記のとおり ・対象者 上記のとおり ・対象除外者 ① 既受彰者 ② 荒川区表彰規則第2条第2号の既受彰者 ③ その他表彰することが適当でないと区長が認める者 ・推薦方法 町会長が、推薦書を区長に提出する。 ・表彰審査 区民生活部長、区民課長の職にあるもので構成する表彰審査会による。							
経過	○実施頻度 平成6年度から事業開始し、以降毎年度実施してきたが、10年度には受彰者数が対開始年度比で約1/2(215名→117名)になった。そこで費用対効果等を考慮し、より効率的な事業実施を目指すため、平成10年度以降は隔年度実施としている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から翌年度に延期としたが、令和3年度も式典の開催には至らず、受彰者に表彰状と記念品を個別に贈呈した。令和5年度は式典の規模を縮小したうえで、サンパール荒川にて実施した。 ○実施会場 H6、7年度：ホテルラングウッド H8～26年度：ムーブ町屋 H28～30、R5年度：サンパール荒川 ○特別感謝状の贈呈 平成24年度は、区制施行80周年を記念し、町会連合会会長及び町会連合会会長経験者（16名）に特別感謝状を贈呈した。							
必要性	長年地域で活躍している町会・自治会役員の活動や功績を表彰することにより、活動意欲の向上や町会・自治会活動の更なる充実につながることから、必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進		推進		町会活動において他の模範となる者を表彰することにより、地域活動の振興に資することから優先度が高い。				

(単位：千円)問題点・課題

表彰式は隔年開催のため、4年度は開催がなく、5年度に実施した。
式典の開催に係る委託料等として物件費が484千円計上されており、行政費用の約5割を占めている。

○区内全域で町会役員の高齢化が進んでいることも影響し、町会または地域によって推薦者が減少している。
○町会役員の変更等に伴い、表彰制度の概要が浸透しておらず、推薦期間が満了してしまう場合もあるので、表彰制度全般について簡潔に説明し、かつ十分な推薦期間を設定するよう努める。
○今後も推薦者の減少が想定されるため、より良い実施方法等を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

令和5年度に取り組む 具体的な改善内容				令和5年度に実施した 改善内容および評価				令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	推薦期間だけでなく、他の表彰制度の推薦時でも地域振興功労表彰の推薦範囲を紹介する等の工夫をして制度の浸透を図る。			新型コロナウイルスの影響によって5年ぶりの開催となった今年度は、式典の内容を見直して規模を縮小し、安全・安心な式典を開催した。				推薦者が減少している実態を考慮し、より良い実施方法を検討していく。			
②											
③											
実施状況 (要旨)	他区の実況 (実施) 0 区 未実施 22 区 不明 0 区										

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		04-01-12		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		自衛隊員募集事務費		部課名		区民生活部区民課		課長名		岸			
				担当者名		榎本		内線		3782			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-10-01		自衛隊員募集事務費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 29（ 1954 ）年度		根拠		地方自治法、自衛隊法、自衛隊法施行令							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価事業体系		分野		Ⅶ		計画推進のために							
		政策		14		積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進							
		施策		03		事務の適正・公正な執行							
目的		募集相談員や自衛隊と区が協力し、自衛隊の有能な人材の確保を図る。											
対象者等		自衛隊及び入隊予定者											
内容		・ 自衛隊から要請があった消耗品（入隊者用記念品、事務用封筒等）の購入 ・ 自衛官募集のポスターを区営掲示板に掲示（年1回） ・ 自衛官募集記事を区報に掲載（年4回） ・ 自衛官募集相談員を選定し、区長と自衛隊東京地方協力本部長との連名で委嘱（委嘱期間2年間） ・ 自衛隊入隊予定者激励会を自衛隊台東出張所と共同で実施（平成13年度から） ・ 平成24年から自衛官募集相談会を実施 H24町屋文化センター, H25・H27・H29～H30ムーブ町屋, H26日暮里サニーホール, H28南千住駅前ふれあい館, R01日暮里サニーホール,（*R02、R03は中止）, R04ムーブ町屋, R05日暮里サニーホール ※本事業は、法定受託事務として募集事務の一部を担い、事業等の実施は自衛隊地方協力本部が企画し、区としては、区報掲載等の広報活動や事業実施の際の会場提供等の補助を行っている。											
経過		○経緯と位置づけ 平成11年度までは、機関委任事務として都知事から委任され事務を行ってきたが、11年7月法律第87号（地方分権一括法）による改正（12年4月1日施行）で地方自治法第2条第10項により、第1号法定受託事務（自衛隊法）となり、自衛官募集に係る事務の一部が直接国から委託されている。それに伴い、特定財源が都支出金から国庫支出金に振り替えられた。 ○自衛官募集相談員連名委嘱式開催状況 荒川区では、平成10年から開始し、2年に1回実施している。 ・ 平成30年2月2日 10名（継続10名） 区役所304・305会議室 ・ 令和2年1月29日 10名（継続10名） 区役所304・305会議室 ・ 令和4年1月21日開催予定だったが中止 10名（継続9名、新規1名）委嘱状は自衛隊より各人に交付 ・ 令和6年1月17日 10名（継続9名、新規1名）区役所304・305会議室											
必要性		自衛隊は、国内外の平和維持活動や災害派遣活動などで活躍している。こうした活動を行う自衛隊に有能な人材を確保するため、募集相談員や自衛隊と区が協力し、相互に密接な関係を保っていく必要性は高い。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）											
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明						
		3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)							
	① 自衛隊入隊者数	9	6	4	5	5	防衛大学を含む荒川区での自衛隊入隊者数						
	②												
	③												
事務事業の分類		分類についての説明・意見等											
6年度		7年度											
継続		継続		法定受託事務であり、現状のまま継続する。									

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	2,799	2,103	▲ 696	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	66	44	▲ 22		国庫支出金	30	35	5
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	30	35	5
		賞与・退職給与と引当金繰入額	238	442	204		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 3,073	▲ 2,554	519
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		3,103	2,589	▲ 514	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)		▲ 3,073	▲ 2,554	519
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)		0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)		▲ 3,073	▲ 2,554	519	

備考	自衛隊法第97条第3項の規定に基づき、自衛官候補生等募集にかかる法定受託事務に対する補助金は35万円だった。これについては、駅構内への自衛官募集ポスターの掲示（費用31千円）に活用した。
----	---

問	平成24年度から実施している自衛官募集相談会の周知は、区内外を問わず受験希望者の参加があるなど、一定の効果はあるものの参加者数が少ないため、広報に力を入れる必要がある。
---	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	若年層に伝わる広報を意識し、区営掲示板、区報、ホームページ、facebook、Xなど様々な媒体を用いて周知を図る。	自衛官募集相談会の開催にあたり、facebook、Xなどソーシャルメディアも活用し周知した。	引き続き、様々な媒体を用いて、若年層に伝わる広報を追求していく。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	---------

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-13		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	区営掲示板維持管理費		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	森田		内線	2519	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-11-01		区営掲示板維持管理費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠	荒川区区営掲示板ポスター掲示要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成						
	施策	01 地域活動の支援と人材育成						
目的	各事業課が作成したポスターを掲示し、事業内容を区民に周知する。 掲示板を適所に設置し、その維持管理を図る。							
対象者 等	全区民							
内容	・ポスター掲示・・・掲示期間は原則として10日間 （1）掲示予約受付（掲示開始日の半年前から） （2）ポスター提出（掲示開始日の前々日まで） （3）ポスター貼付（毎月5・15・25日シルバー人材センターに委託） ・掲示板維持補修・建替え 毎年、全掲示板の腐食・破損状況を調査し、必要に応じて修繕を行い、町会等の要望により新設 や移設も行う。平成19年度以降は鉄製から耐久性の高いアルミ製へ順次建替えを行っている。							
経過	昭和48年度～ 109基で開始し、その後徐々に増設（平成2年度末199基） 平成3年度～5年度 1町会2基の割合で増設（平成5年度末259基） 平成6年度～9年度 0.03?に1基の割合で増設（平成9年度末318基） 平成10年度以降 上記増設計画完了のため、補修困難な物を年度内4基をめどに新規に建替え。 平成19年度以降 破損状況が著しく補修困難な物を、年度内最大15基を新規に建替え。 令和6年5月現在270基 【材質別内訳】 鉄パイプ枠・ベニヤ板21基、アルミ枠・ゴムボード板249基 【地区別内訳】 南千住54基、荒川43基、町屋38基、東尾久36基、西尾久34基、 東日暮里29基、西日暮里36基							
必要性	区営掲示板へのポスター掲示は、広く区民に情報提供できるため、コミュニティの活性化につながる。 また、災害時には地域住民に対し有効な伝達手段となることから、その必要性は高い。							
実施 方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ポスター掲示委託 シルバー人材センター 単価契約 1回311.3円 単価×設置基数×3回/月×12月＝年額3,149,110円							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	鉄製からアルミ製掲示板への取替 (%)	90	92	92	93	95	アルミ製掲示板数／全掲示板数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	区の事業を広く区民に周知し、コミュニティの活性化を図る事業であり、継続して実施する。						

(単位：千円)

備考	物件費について、内訳はポスター掲示委託2,942千円、掲示板建替及び撤去委託680千円である。移設や建替による実績増により、建替等委託に係る費用が519千円増となった。
----	--

問題点・課題の改善策

其他	(实施 22 区 未实施 0 区 不明 0 区)
----	----------------------------

区の実況	
議会の要旨	平成27年度決特「区営掲示板に広報課で配信をしている情報のPR等を表示することについて」 平成28年度決特「区営掲示板の掲示面積の拡大について」 令和2年度決特「区営掲示板の空きスペースの活用（地域の防災情報）について」 「企業から経費を出してもらう仕組みの検討について」 令和4年度決特「扉付き区営掲示板の導入検討について」

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-14		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	小災害見舞事業費		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	千葉		内線	2513	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-12-01	小災害見舞事業費					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 54（ 1979 ）年度		根拠	荒川区小災害見舞金等支給要綱				
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度		法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	02 窓口サービス等の充実						
目的	小災害により被害を受けた区民に見舞金等を支給し、被災見舞の意を表すことを目的とする。なお小災害とは火災、風水害等に起因する被害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に至らないものをいう。							
対象者等	小災害により被害を受けた当時、荒川区内に住所を有する者（区民）							
内容	○被災地を所管する区民事務所長等からの「災害状況報告書」に基づき、支給の可否を決定する。 ○支給基準に基づき見舞金品を被災世帯に対し支給する。 ○支給基準 ・全焼 住居の居住部分が7割以上焼失・倒壊したもの ・半焼 住居の居住部分が2割以上7割未満焼失・倒壊したもの ・床上冠水 住居の居住部分の7割以上が浸水したもの ・単身世帯 独立して住居及び家計を維持する単身者（世帯：住居及び家計を共にする者の集まり） ○被害等に基づく支給額 ・全焼・全壊・倒壊 一般世帯30,000円、単身世帯15,000円 ・半焼・半壊・浸水 一般世帯20,000円、単身世帯10,000円 ・死亡（弔慰金） 一人当たり30,000円 ・緊急生活支援金 一人当たり2,000円							
経過	・「東京都荒川区小災害罹災者応急援助要綱（S43.11月制定）」をS54.3.31付で廃止。 ・「東京都荒川区小災害見舞金等支給要綱」をS54.4.1から適用。 ・H10.4.1から、福祉部福祉計画課より、地域振興部区民課へ所管変更。要綱の第3条（見舞金等の支給基準）を改正し、見舞品（毛布一人一枚）の支給を廃止。 ・H12.4.1付で要綱一部改正。「条例の題名等を統一する条例」の成立に伴い、「東京都荒川区小災害見舞金等支給要綱」を「荒川区小災害見舞金等支給要綱」に改正する。 ・H18.4.1付で要綱一部改正。組織変更に伴う改正。 ・H20.4.1付で要綱一部改正。緊急生活支援金の追加等。 ・H26.2.27付で要綱一部改正。文言の修正。							
必要性	区として見舞金を支給することにより、被災者が当面の生活費を得ることが出来るほか、不安感を和らげる効果も期待できるものであり、必要性は高い。							
実施方法	（ ☐ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	見舞金支給率	100	100	100	100	100	対象者への支給率（%）
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続		継続	見舞金として被災者に当面の生活費を支給することで、被災者に安心感を与えることが出来る事業であり、現行どおり実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,174	1,189	15	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	195	250	55		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	100	250	150		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,469	▲ 1,689	▲ 220
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,469	1,689	220	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,469	▲ 1,689	▲ 220
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,469	▲ 1,689	▲ 220	

備考

行政費用について、令和5年度は前年度と比較して見舞金支給件数が増加したため、補助費等が増加した。

問題点・課題

見舞金支給にあたっては迅速な対応が必要とされるが、事件性のある火災の場合、対象者の確認及び支給に時間を要する場合がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	火災現場や被災者の被災状況等を、 関連部署等と連携して収集・精査 し、迅速に対応する。	火災現場や被災者の被災状況等を、 関連部署等と連携して収集・精査 し、被災者への見舞金支給等、迅速 に対応することができた。	引き続き、火災現場や被災者の被 災状況等を、関連部署等と連携し て収集・精査し、迅速に対応す る。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-15		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	区民交通傷害保険事業費		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	榎本		内線	3782	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-13-01	交通傷害保険事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	荒川区区民交通傷害保険・自転車賠償責任保険			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等	事業要綱		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	02 窓口サービス等の充実						
目的	交通事故による傷害を受けた区民を救済するため、区民交通傷害保険事業を実施し、区民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。							
対象者等	区民交通傷害保険への加入を希望する区民							
内容	・ 加入資格：区内在住・在勤・在学者（自転車賠償プランについては、区民交通傷害保険加入者のみ） ・ 補償内容：交通事故によりケガをした場合に、入院・通院の治療期間に応じた保険金を支払う。 （自転車賠償プランは法律上の損害賠償を負った場合に補償） ・ 保険料（年額）： A 900円 B 1,500円 C 2,500円 X J 1,400円 A J 1,900円 B J 2,500円 C J 3,500円 【R6改定後】： A 1,200円 B 2,000円 C 3,300円 X J 1,500円 A J 2,200円 B J 3,000円 C J 4,300円 ・ 保険期間：4月1日から翌年3月31日までの1年間 但し、WEBからの中途加入の場合は、申込日の翌月1日から3月31日まで ・ 加入申込期間：毎年2月から3月（WEB申込は毎年2月から翌年1月31日まで）							
経過	・ 平成13年12月 特別区人事厚生事務組合議決により交通災害共済事業の廃止決定 ・ 平成14年 2月 区民交通傷害保険事業の実施決定（総務区民委員会報告） ・ 平成18年 2月 自転車賠償責任プランの募集を開始 ・ 平成22年 2月 平成22年度より各コース200円値上げ。保険法改正により、中途解約開始 ・ 平成25年 2月 団体での加入者に対して加入者証シールの配付を開始 ・ 平成28年 2月 平成28年度より、A・A J コース200円、B・C・B J・C J コース300円値上げ ・ 平成30年 2月 平成30年度より、自転車賠償責任プラン100円値上げ、支払限度額を1億円に引き上げ ・ 令和 2年 2月 令和2年度より、自転車賠償責任プランに示談交渉サービスが付帯 ・ 令和 3年 2月 令和3年度より、全コース保険料が改定、被害事故補償プラン付帯、X J コース新設 ・ 令和 6年 2月 令和6年度より、全コース保険料が改定（100円から800円の引上げ）。WEB申込開始。							
必要性	自転車利用者の増加と共に、事故件数も増加している。 また、自転車利用者が加害者となり、高額な損害賠償責任を負う事故も増えているため、安価で加入しやすい保険商品の提供が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） ・ 区と損害保険ジャパン株式会社が区民交通傷害保険特約条項に基づく保険契約を締結 ・ 加入希望者より申込書及び保険料を受領し加入者証を交付（窓口は2・3月のみ、4月以降はWEBのみ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	加入率（％）	8.9	8.5	8.2	7.1	10.0	当該年度加入者数／各年度4月1日時点での総人口
	②	事故率（％）	1.8	1.9	2.0	2.0	1.0	当該年度保険金支払件数／当該年度加入者数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
推進		推進		自転車による加害事故が増加し、それに伴い高額な損害賠償責任を負うケースが増えているため、必要度は高い。				

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		3,608	3,581	4,111	4,632	4,624	4,527	5,340
決算額（6年度は見込み）		2,756	2,821	3,409	3,431	3,295	3,570	5,340
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	加入者数（人）	18,660	18,374	19,563	19,324	18,410	17,925	15,706
	保険金支払件数	403	424	348	353	354	336	336

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬（会計・臨時）	1,408	報酬	非常勤職員報酬（会計・臨時）	1,561	報酬	非常勤職員報酬（会計・臨時）	1,590
職員手当等	一般職期末手当（会計・臨時）	0	職員手当等	一般職期末手当（会計・臨時）	0	職員手当等	期末勤勉手当（会計・臨時）	412
報償費	団体加入報償金	1,037	報償費	団体加入報償金	992	報償費	団体加入報償金	1,532
旅費	特別旅費（会計・臨時）	38	旅費	特別旅費（会計・臨時）	59	旅費	特別旅費（会計・臨時）	89
需用費	消耗品等・印刷製本	179	需用費	消耗品等・印刷製本	285	需用費	消耗品等・印刷製本	405
役務費	郵便料・振込手数料	633	役務費	郵便料・振込手数料	673	役務費	郵便料・振込手数料	1,312

(単位：千円)

勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与と関係費	8,360	8,145	▲ 215	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	850	1,017	167		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,037	992	▲ 45		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	4,430	4,362	▲ 68
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	4,430	4,362	▲ 68
		賞与・退職給与引当金繰入額	592	1,384	792		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,409	▲ 7,176	▲ 767
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	10,839	11,538	699		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,409	▲ 7,176	▲ 767
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	1	0	▲ 1			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	1	0	▲ 1	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,408	▲ 7,176	▲ 768			

行政収入(その他)については、事務取扱手数料及び郵送代として4,362,199円の収入があった。
--

問題点	○都の条例改正や自転車賠償プランに示談交渉サービスが付帯されたことで、ますます区民交通傷害保険のニーズが高まっている為、周知の徹底を図るとともに、加入方法の利便性を図り、加入者数の増加を図る必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	様々な広報媒体の活用や関係部署との連携を継続し、区民交通傷害保険の利点を周知することで、加入者の増加につなげる。	WEB申込を導入し区民の利便性向上を図るとともに、区報や区HP、町会回覧板等様々な広報媒体を活用した周知を行い、加入者増加を図った。	引き続き、広報媒体の活用や関係部署との連携を継続し、区民交通傷害保険の利点を周知することで、加入者の増加につなげる。
②			
③			

他 区 施 状	(実施 15 区		未実施 7 区		不明 0 区)	
	港、文京、台東、墨田、江東、渋谷、豊島、北、練馬、世田谷、品川、足立、江戸川、千代田、葛飾					

況議合	平成23年度予特「加入促進及び保険に加入した証となるシールの作成・配付について」 令和4年度予特「区民交通傷害保険とTSマークの周知徹底について」
-----	--

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-16		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事																									
事務事業名	管理費（区民事務所）		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸																									
			担当者名	田澤		内線	2512																									
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-01-01	管理費（区民事務所）																														
	01-03-01	営繕費（区民事務所）																														
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業																												
開始年度	平成 元（ 1989 ）年度	根拠	荒川区庁舎管理規則																													
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等																														
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画																													
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために																													
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進																													
	施策	02	窓口サービス等の充実																													
目的	区民が適切かつ快適に区民事務所を利用できるように施設の維持管理を行う。																															
対象者等	区民事務所の利用者、ひろば館事業の貸室利用者																															
内容	＜対象施設＞ <table><tr><td></td><td>開所年月</td><td>延床面積</td><td>備</td><td>考</td></tr><tr><td>南千住区民事務所</td><td>平成22年3月</td><td>182㎡</td><td>アクレスティ</td><td>南千住2階</td></tr><tr><td>町屋区民事務所</td><td>令和5年10月</td><td>596㎡</td><td>センターまちや</td><td>4階</td></tr><tr><td>尾久区民事務所（ひろば館）</td><td>昭和50年2月</td><td>445㎡</td><td>旧第七出張所</td><td></td></tr><tr><td>日暮里区民事務所</td><td>令和 3年1月</td><td>414㎡</td><td>ふらっとにっぽり</td><td>1階</td></tr></table> ※開所年月は現所在地における業務開始日を示す。								開所年月	延床面積	備	考	南千住区民事務所	平成22年3月	182㎡	アクレスティ	南千住2階	町屋区民事務所	令和5年10月	596㎡	センターまちや	4階	尾久区民事務所（ひろば館）	昭和50年2月	445㎡	旧第七出張所		日暮里区民事務所	令和 3年1月	414㎡	ふらっとにっぽり	1階
		開所年月	延床面積	備	考																											
南千住区民事務所	平成22年3月	182㎡	アクレスティ	南千住2階																												
町屋区民事務所	令和5年10月	596㎡	センターまちや	4階																												
尾久区民事務所（ひろば館）	昭和50年2月	445㎡	旧第七出張所																													
日暮里区民事務所	令和 3年1月	414㎡	ふらっとにっぽり	1階																												
＜事業内容＞ (1) 光熱水費の支払 (2) 消耗品（蛍光灯、清掃用具等）購入 (3) 貯水槽清掃、清掃、電気設備、消防設備保守点検等の契約および支払 (4) 電気設備、給排水衛生設備等の修繕工事																																
経過	<table><tr><td>平成元年度</td><td>5つの地域振興課を設置し、管理係（ひろば館を含む）・区民事務所を所管。従来の出張所は廃止し、所管区域を持たない「区民事務所」とした。（設置数は7）</td></tr><tr><td>平成16年度</td><td>5つの地域振興課を統合。</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>南千住東部区民事務所と南千住西部区民事務所を統合（平成22年3月29日）。</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>南千住区民事務所東部ひろば館の名称を南千住区民事務所東部・石浜ひろば館に変更。</td></tr><tr><td>平成24年度</td><td>南千住区民事務所東部・石浜ひろば館閉館（平成25年3月末）。</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>日暮里区民事務所を仮設で移転。</td></tr><tr><td>令和 2年度</td><td>日暮里区民事務所をふらっとにっぽり1階に移転。</td></tr><tr><td>令和 5年度</td><td>町屋区民事務所がセンターまちや4階に移転。</td></tr></table>							平成元年度	5つの地域振興課を設置し、管理係（ひろば館を含む）・区民事務所を所管。従来の出張所は廃止し、所管区域を持たない「区民事務所」とした。（設置数は7）	平成16年度	5つの地域振興課を統合。	平成21年度	南千住東部区民事務所と南千住西部区民事務所を統合（平成22年3月29日）。	平成23年度	南千住区民事務所東部ひろば館の名称を南千住区民事務所東部・石浜ひろば館に変更。	平成24年度	南千住区民事務所東部・石浜ひろば館閉館（平成25年3月末）。	平成26年度	日暮里区民事務所を仮設で移転。	令和 2年度	日暮里区民事務所をふらっとにっぽり1階に移転。	令和 5年度	町屋区民事務所がセンターまちや4階に移転。									
平成元年度	5つの地域振興課を設置し、管理係（ひろば館を含む）・区民事務所を所管。従来の出張所は廃止し、所管区域を持たない「区民事務所」とした。（設置数は7）																															
平成16年度	5つの地域振興課を統合。																															
平成21年度	南千住東部区民事務所と南千住西部区民事務所を統合（平成22年3月29日）。																															
平成23年度	南千住区民事務所東部ひろば館の名称を南千住区民事務所東部・石浜ひろば館に変更。																															
平成24年度	南千住区民事務所東部・石浜ひろば館閉館（平成25年3月末）。																															
平成26年度	日暮里区民事務所を仮設で移転。																															
令和 2年度	日暮里区民事務所をふらっとにっぽり1階に移転。																															
令和 5年度	町屋区民事務所がセンターまちや4階に移転。																															
必要性	地域にある身近な行政機関として、利用頻度の高い住民票や印鑑証明書等の発行を行うほか、幅広い行政サービスの最前線の窓口としての役割は非常に重要である。また、ひろば館事業としての貸室事業を行い、区民に自主的な活動を行うための場を提供している。																															
実施方法	（ ☒ 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）																															
	清掃委託 民間業者 2, 229, 810円 ふらっとにっぽり各種委託 民間業者 13, 634, 091円 機械警備委託 民間業者 1, 472, 596円																															
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明																								
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)																									
	①	施設の稼働率（％）	30.8	36.7	28.2	30.0	40.0	尾久区民事務所ひろば館貸室（町屋区民事務所ひろば館貸室）																								
	②	1㎡あたりの修繕費（円）	550	1, 446	1, 597	1, 000	1, 000	家屋等修繕費/延床面積（R5. 10～：1, 637㎡）																								
③																																
事務事業の分類			分類についての説明・意見等																													
6年度		7年度																														
継続		継続		区民サービスにおける最前線の窓口として、区民事務所の必要な維持管理、修繕を行う。																												

(単位：千円)

区民事務所の行

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-17		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	運営費（区民事務所）		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	田澤		内線	2512	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-02-01	運営費（区民事務所）						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 元	（ 1989 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	02 窓口サービス等の充実						
目的	区民の利便性向上に資するため、住民基本台帳に基づく事務、印鑑証明事務、その他区民事務所に属する事務の管理運営を行う。							
対象者等	区民事務所の利用者							
内容	(1) 住民基本台帳に関する事務 (2) 印鑑の登録及び証明に関する事務 (3) 戸籍の謄抄本、全部事項証明書及び個人事項証明書の交付に関する事務 (4) 特別区民税・軽自動車税の証明書交付 (5) 区民税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の収納 (6) 国民健康保険・国民年金の届出の受理 (7) 狂犬病予防注射済証の交付 (8) ひろば館・ふれあい館使用料の収納							
経過	昭和22年 6月 各出張所設置 平成元年 4月 「ひろば館構想」実施 出張所→区民事務所 平成 4年 9月 住民票自動交付機稼動 平成 8年11月 印鑑登録証明書自動交付機稼動 平成10年 4月 区民事務所統合（7→5） 平成15年 8月 住民基本台帳カード交付開始 平成22年 3月 南千住東部区民事務所と南千住西部区民事務所を統合 平成26年 4月 日暮里区民事務所仮設移転 令和 3年 1月 日暮里区民事務所移転 令和 5年10月 町屋区民事務所移転							
必要性	地域にある身近な行政機関として、利用頻度の高い住民票や印鑑証明書等の発行を行い、幅広い行政サービスの最前線の窓口としての役割は非常に重要である。また、ひろば館事業としての貸室事業を行い、区民に自主的な活動を進めるための場を提供している。							
実施方法	☒ （ 2一部委託 ） ☐ （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ファクシミリ保守委託 民間業者 94,383円							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	住民票交付枚数	42,419	35,080	29,764	30,000	27,000	有料分のみ
	②	印鑑証明書交付枚数	25,700	20,717	17,485	18,000	16,000	有料分のみ
③	戸籍謄抄本（全部・個人事項証明書）交付枚数	8,131	9,710	10,599	10,000	11,200	有料分のみ（改製原含む）	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	幅広い区民サービスを行う区民事務所の役割は重要であり、さらに適正かつ効率的な運営を図る。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			24,865	25,560	29,169	28,799	31,780	48,365	58,556
決算額（6年度は見込み）			24,159	23,873	27,741	27,853	31,254	47,748	58,556
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	区民事務所数		4	4	4	4	4	4	4
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬等	会計年度任用職員報酬、共済費	27,381	報酬等	会計年度任用職員報酬、共済費	43,440	報酬等	会計年度任用職員報酬、共済費	54,019	
旅費	近接地内旅費、特別旅費	237	旅費	近接地内旅費、特別旅費	760	旅費	近接地内旅費、特別旅費	792	
需用費	消耗品、物品修繕	1,465	需用費	消耗品、物品修繕	1,422	需用費	消耗品、物品修繕	1,510	
役務費	電話料金等	902	役務費	電話料金等	918	役務費	電話料金等	1,062	
委託料	F A X 保守委託等	312	委託料	F A X 保守委託等	262	委託料	F A X 保守委託等	599	
使用料等	簡易印刷機賃借料等	902	使用料等	簡易印刷機賃借料等	902	使用料等	簡易印刷機賃借料等	426	
負担金補助等	町会費、使用料還付金	55	負担金補助等	町会費、使用料還付金	44	負担金補助等	町会費、使用料還付金	148	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	249,000	260,600	11,600	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	3,818	4,264	446		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	34	31	▲ 3		使用料及び手数料	27,720	25,197	▲ 2,523
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	27,720	25,197	▲ 2,523
		賞与・退職給与と引当金繰入額	18,945	46,436	27,491		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 244,077	▲ 286,134	▲ 42,057
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)		271,797	311,331	39,534	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 244,077	▲ 286,134	▲ 42,057	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 244,077	▲ 286,134	▲ 42,057	

備考	行政収入の使用料及び手数料（ひろば館等の使用料及び証明書発行手数料等が含まれる）については、取扱件数の減少によって収入減となっている。
----	---

問	○行政サービスの最前線の窓口である、区民事務所の取扱事務について、本庁舎の各主管課から迅速かつ適切なバックアップが図れるように、連携体制の見直しを図っていく必要がある。
---	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	多岐にわたる窓口業務を適正に行い、多角化する区民の要望に応えるよう努め、区民サービスの向上を図る。	窓口における多様な業務を適正に行い、多角化する区民の要望に応えるよう努め、区民サービスの向上を図った。	引続き多岐にわたる窓口業務を適正に行い、多角化する区民の要望に応えるよう努め、区民サービスの向上を図る。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 他区においても、区民事務所(支所等)の運営に必要な経費を計上している。		
議会(要旨)質問状況	平成21年3定 (仮称)南千住区民事務所を含めて全区民事務所で区役所と同一業務実施の可否について (仮称)南千住区民事務所で乳幼児子ども医療証の発行、都外の医療機関の子供の医療費請求等の受付について (仮称)南千住区民事務所で平日の時間延長、土日祝日の開所、区民相談、行政相談、消費生活相談などの各種相談を定期的に実施することについて		

事務事業分析シート（令和6年度）										No1
事務事業コード		04-01-18			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		管理費（無人ひろば館）			部課名		区民生活部区民課		課長名	
					担当者名		田澤		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-01-02			管理費（無人ひろば館）					
		01-03-03			営繕費（無人ひろば館）					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 元（ 1989 ）年度			根拠		荒川区区民ひろば館条例・同施行規則			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等					
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		V 文化創造都市						
		政策		10 活力ある地域コミュニティの形成						
		施策		02 地域文化とコミュニティの拠点づくり						
目的		地域住民の相互交流を深め、自主的な活動を進めるための場の提供を行う場として、ひろば館を維持管理するために清掃委託や各種設備保守委託等を行う。								
対象者等		ひろば館利用者								
内容		＜対象施設＞ (1) 旧区民事務所 南千住区民事務所西部 (2) 高齢者事業館 宮の前 ＜事業内容＞ (1) 消耗品購入及び物品修繕に要する費用の支出 (2) 光熱水費の支出 (3) 手数料（ゴミ処理券、カーテン等洗濯、廃棄処理）の支出 (4) 各種委託料（清掃委託・消防設備等保守委託）の支出								
経過		・ 南千住区民事務所西部ひろば館（旧第二出張所・南千住西部区民事務所） 昭和42年3月竣工 362㎡ RC造3階建 ・ 東尾久ひろば館（旧第六出張所・東尾久区民事務所） 昭和46年3月竣工 335㎡ RC造4階建 令和 4年3月廃止 ・ 宮の前ひろば館 昭和44年3月竣工 185㎡ RC造4階建の1.2階部分 (平成24年4月から無人化、平成29年4月に2階部分を支援センターアゼリアの占有とし面積減) ※平成29年度に組織改正に伴い「管理運営費(ひろば館)」から無人ひろば館事業を独立								
必要性		ふれあい館整備が進んでいない地域においては必要なコミュニティ施設である。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 日常管理は区民事務所で実施								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	施設の稼働率（%）	17.1	22.5	15.3	19.0	25.0	南千住区民事務所西部ひろば館 宮の前ひろば館		
	②	1㎡あたりの修繕費(円)	580	550	575	1,000	600	家屋等修繕費/延床面積（546.86㎡）		
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
6年度		7年度								
継続		継続		区民の相互交流、自主的な活動を進める場として、必要な維持管理を行い、効率的な運営を図る。						

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			6,294	10,389	5,727	5,453	4,047	3,659	3,974
決算額（6年度は見込み）			5,161	6,642	4,206	4,891	3,156	2,979	3,974
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	旧区民事務所の無人ひろば館数		2	2	2	2	1	1	1
	旧高齢者事業館の無人ひろば館数		1	1	1	1	1	1	1
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	家屋等修繕費	301	需用費	家屋等修繕費	315	需用費	家屋等修繕費	580	
需用費	消耗品費・光熱水費	1,061	需用費	消耗品費・光熱水費	880	需用費	消耗品費・光熱水費	1,089	
役務費	ごみ処理券等	38	役務費	ごみ処理券等	13	役務費	ごみ処理券等	68	
委託料	保守・清掃委託	1,710	委託料	保守・清掃委託	1,725	委託料	保守・清掃委託	2,178	
使用料等	AEDリース	46	使用料等	AEDリース	46	使用料等	AEDリース	59	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,093	4,144	51	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	2,855	2,664	▲ 191		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	301	315	14		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	259	247	▲ 12
		減価償却費	428	428	0		その他	103	104	1
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	362	351	▲ 11
		賞与・退職給与引当金繰入額	349	871	522	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,664	▲ 8,071	▲ 407	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	8,026	8,422	396	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,664	▲ 8,071	▲ 407	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,664	▲ 8,071	▲ 407		

備考	行政費用については建築設備点検の項目が年度ごとに変動するため、物件費が減少している。行政収入のその他は、南千住区民事務所西部ひろば館3階を保護司会に貸与していることで発生する光熱水費の受入である。
----	--

問題	○施設・設備の老朽化によって設備の修繕が発生しており、修繕費の増加が課題である。 ○地域におけるふれあい館の整備状況や利用状況にあわせ、今後のあり方の検討が必要である。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用者の要望に沿った無人ひろば館運営が行えるよう、施設管理や設備の改善を実施していく。	利用者の要望に沿った無人ひろば館運営が行えるよう、施設管理や設備の改善を実施した。	引き続き利用者の要望に沿った無人ひろば館運営が行えるよう、施設管理や設備の改善を実施していく。
②	中長期改修実施計画対象施設である無人ひろば館の改修を進め、緊急性を判断して修繕を適正に行っていく。	中長期改修実施計画対象施設である無人ひろば館の改修を進め、緊急性を判断して修繕を適正に行った。	引き続き中長期改修実施計画対象施設である無人ひろば館の改修を進め、緊急性を判断して修繕を適正に行っていく。
③	ふれあい館の整備状況を踏まえ、今後のひろば館のあり方とともに効率的な運用を検討していく。	ふれあい館の整備状況を踏まえ、今後のひろば館のあり方とともに効率的な運用を検討した。	引き続きふれあい館の整備状況を踏まえ、今後のひろば館のあり方とともに効率的な運用を検討していく。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明	0 区)	
議会(要旨)	他区においても、施設の管理運営に必要な経費として計上している。		
状況	平成27年度決特 無人館(ひろば館)の数、管理状況等について		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-19		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	国勢調査調査区設定事務		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	安藤・坂牧		内線	2218	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-01-04	国勢調査調査区設定					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 7	（ 1932 ）	年度	根拠	統計法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	04	統計・調査の推進					
目的	5年ごとに実施される国勢調査の実施に先立ち、その前年に調査員の担当区域を明確にし、調査の重複、脱漏を防ぎ、調査を円滑に実施する。							
対象者等	前回の国勢調査基準日（10月1日）以降に建築された集合住宅及び現在建築中の住宅が対象となり、区内全域を現地踏査する。							
内容	直近である令和7年国勢調査の調査区を更新するため、前回（令和2年国勢調査）以降に建設された市街地再開発住宅や大規模マンション等の確認漏れをなくし、適切な調査区設定を行う。 調査期日：10月1日。1調査区当り平均50世帯に設定。 ☐ 準備事務 - 直近に実施した国勢調査調査区関係書類の確認 - 公営住宅、公団、公社住宅の配置図の用意 - 住民基本台帳関係資料の用意 ☐ コンピュータ出力地図の作成（説明会の開催予定あり） ☐ 現地踏査（統計係職員による区内全域踏査） ☐ 背景地形図等の作成（現地踏査によりコンピュータ出力地図との確認） ☐ 基本単位区の点検・修正							
経過	統計法に基づく国勢調査令により、大正9年実施の第1回国勢調査のため、大正7年から調査区設定事務を行っている。 - 平成21年10月1日 「調査区設定」実施 - 平成22年10月1日 「国勢調査」実施 - 平成26年10月1日 「調査区設定」実施 - 平成27年10月1日 「国勢調査」実施 - 令和元年10月1日 「調査区設定」実施 - 令和 2年10月1日 「国勢調査」実施 - 令和 6年10月1日 「調査区設定」実施 ※いずれも「調査区設定」は実施年の前年度に実施。 調査区域を明確にし、調査の円滑な実施を図ることを目的に行うものである。							
必要性	統計法で定められた統計調査のため必須							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） ・統計係職員による現地踏査及び基本単位区・調査区の修正等に基づき、調査区地図及び調査区一覧を作成。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	国勢調査を実施する準備作業として必要な事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)問題点・課題

備考	本事業は、法定受託事務で国勢調査実施年の前年に実施する。次回は令和6年度に実施予定で、行政収入として都支出金が交付される。なお、実施前々年度である令和5年度予算の2千円は、令和6年度の実施に向けた消耗品等に要する費用として計上したものである。
----	---

問題点・課題
○本事業は、国勢調査の実施に向け、その前年度に、調査区内の世帯数の増減への対応や調査区の境界と町会等の境界を一致させるなど、前回から変更があった点の修正、見直しを行うものだが、国勢調査の調査基準日（10月1日）の1年前に行うため、設定事務が終了した後も、街の状況の変化に注意を払わなければならない。そのため、住民基本台帳や建築申請等を取り扱う所管に協力依頼し、できるだけ直近の情報が調査区設定の際に反映できるよう努める必要がある。

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①

他区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）										No1
事務事業コード		04-01-20			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		国勢調査			部課名		区民生活部区民課		課長名	
					担当者名		坂牧		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）										
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 7（ 1932 ）年度			根拠		統計法			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準				計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		Ⅶ		計画推進のために				
		政策		14		積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進				
		施策		04		統計・調査の推進				
目的		区内の人口・世帯数を調査し、年齢別、男女別、職業別等の人口構成・世帯構成及び経済構成を把握し、各種行政施策の基礎資料とする。（総務省所管）								
対象者等		調査期日の10月1日午前零時現在に常住する者 ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属とこれらの家族を除く。								
内容		【令和2年度実績】 調査員1,438名・指導員212名（無人調査区を除く：調査員一人当たり平均80世帯を調査） 調査員の選任方法 1 一般調査区：大半は町会長へ推薦を依頼。町会未加入の集合住宅等は管理組合等に推薦を依頼。 2 特別調査区：福祉施設、寮、病院、簡易宿泊所等の施設関係者に調査員の推薦を依頼する。 指導員の選任方法：区職員 調査事項 ア 世帯員に係る事項（氏名、性別、出生年月、世帯主との続柄、配偶関係、国籍、就業状態、勤め先・業種などの名称、事業の内容、本人の仕事の内容、従業地または通学地） イ 世帯に関する事項（世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の床面積、住宅の建て方） 主な集計結果の公表：令和3年6月人口速報集計 同年11月人口等基本集計 令和4年4月ですべての項目の公表が完了								
経過		大正9年より実施され、以降5年周期で実施されている。 ・平成17年10月1日 「国勢調査」実施 ・平成22年10月1日 同 上 実施 ・平成27年10月1日 同 上 実施 ・令和 2年10月1日 同 上 実施 ※計21回目 ・令和 7年10月1日 次回予定								
必要性		統計法で定められた統計調査のため必須								
実施方法		☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） （令和2年日程） 調査員説明会（8月下旬）→調査票配布（9月中旬～）→同回収（10月中旬）→調査票等の提出及び区審査（10月中旬～）→都へ調査票提出（5月下旬）								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)				
	①									
	②									
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
6年度		7年度								
継続		継続		統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は、区内の全人口、世帯数、人口構成、経済構成等を把握する事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	0	0	0
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		0	0	0	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)		0	0	0
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)		0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)		0	0	0

備考	本事業は、5年周期で実施される法定受託事務である。なお実施翌年度である令和3年度の行政費用については、給与関係費（会計年度職員：日額）が多くを占めている。
----	---

問題点	○調査員の高齢化等により、調査方法や調査地域に精通した調査員の確保が困難になっている。 ○生活形態の多様化や、集合住宅のオートロック化などにより、対象世帯との接触が難しいケースが年々増加している。調査員の訪問を望まない世帯も多く、調査への協力が得られにくくなっている。区としては、ホームページやSNS、区報等により、調査の周知と協力を引き続き呼びかける。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	未実施	未実施	調査実施前年度であり、調査が円滑かつ正確に実施できるよう、実地調査等をはじめとした準備を行う。
②			
③			
他区の実 施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会 状況 (要旨)			

事務事業分析シート（令和6年度）									
No1									
事務事業コード		04-01-21			戦略プラン		○ 協働 ● 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名		住宅・土地統計調査単位区設定事務			部課名		区民生活部区民課		課長名
					担当者名		安藤		内線
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		住宅・土地統計調査単位区設定事務							
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）			○ 建設事業		● それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 23（ 1948 ）年度			根拠		統計法		
終期設定		○ 有 ● 無（ ）年度			法令等				
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分		○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅶ 計画推進のために					
		政策		14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
		施策		04 統計・調査の推進					
目的		5年ごとに実施される住宅・土地統計調査の実施に先立ち、調査員の担当する調査地域を明確にし、調査の円滑な実施と結果精度の向上を図るため、同調査の準備事務として「調査単位区」を設定する。							
対象者等		直近の国勢調査調査区を抽出単位として、総務大臣が指定する調査区（指定調査区）の全住戸数（直近の国勢調査以降に新たに建設された住宅、空き家も含む。）							
内容		● 調査期日 「住宅・土地統計調査」実施年（10月1日実施）の前年度の2月1日 ● 指導員数（※令和4年度実績） 30人 ● 指導員の選任方法 町会の区域を跨るため、登録調査員を充てる。 ● 設定方法 ア 指導員が指定調査区を実地調査し、調査区ごとの全住戸数の確認と調査区情報を収集する。 イ 住戸数が120以下の場合は、その全域を1単位区とし、住戸数が120を超える場合は、住戸数に応じた数の単位区に分割を行って単位区を設定し、単位区設定図を作成する。							
経過		・ 昭和23年 「住宅統計調査」開始（5年周期） ・ 平成10年 「住宅・土地統計調査」に改称実施 ・ 平成25年 2月 1日 「単位区設定」実施 ・ 平成25年10月 1日 「住宅・土地統計調査」実施 ・ 平成30年 2月 1日 「単位区設定」実施 ・ 平成30年10月 1日 「住宅・土地統計調査」実施 ・ 令和 5年 2月 1日 「単位区設定」実施 ・ 令和 5年10月 1日 「住宅・土地統計調査」実施 ※いずれも「単位区設定」は、住宅・土地統計調査実施年の前年度に実施。 調査区域を明確にし、調査の円滑な実施を図ることを目的に行うものである。							
必要性		住宅・土地統計調査は、特に重要な公的統計調査（基幹統計調査）であり、住生活関連諸施策の基礎資料として活用されており、その準備事務である「単位区設定」は、法令に基づき実施する必須のものである。							
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） ・ 調査日程（令和4年度実施）①指導員説明会（1月10・11日）②単位区の実地調査（1月12日～2月6日）③単位区設定図等の提出（2月7・8日）④関係書類を都への提出（3月2日）							
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明
				3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①								
	②								
③									
事務事業の分類				分類についての説明・意見等					
6年度		7年度							
継続		継続		統計法施行令第4条による基幹統計は、地方公共団体の処理する事務とされ、本調査（単位区設定）は、住宅・土地統計調査を円滑に実施する事業であるため、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	16,406	0	▲ 16,406	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	59	0	▲ 59		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1,116	0	▲ 1,116
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,116	0	▲ 1,116
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,308	0	▲ 1,308		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,657	0	16,657
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		17,773	0	▲ 17,773	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 16,657	0	16,657
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 16,657	0	16,657

備考	本事業は、5年周期で実施される住宅・土地統計調査実施年の前年に実施される。次回は令和9年度に実施予定で、事業に要する費用は都支出金として交付される。
----	--

問題点	○調査単位区設定事務における調査員の担当調査区については、町会単位区域を跨る、また複数調査区を受け持つという関係上、登録調査員を充てることとなるので、人員確保が難しい。 ○指導員の高齢化等に伴い、選任前の辞退や選任後の解任が生じることがあるが、急場における交代指導員の確保が難しい。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	未実施	未実施	未実施
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-22		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	住宅・土地統計調査		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	安藤		内線	2218	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-01-64	住宅・土地統計調査					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 23	（ 1948 ）	年度	根拠	統計法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	04	統計・調査の推進					
目的	我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。周期は5年（総務省所管の基幹統計）。							
対象者等	調査期日（10月1日）において、総務大臣の指定する調査単位区（国勢調査における調査単位区）から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住する世帯のうち、国が定める方法により抽出された世帯が対象（1調査区17世帯）。							
内容	[令和5年住宅・土地統計調査] ☒ 調査期日：10月1日 ☒ 調査員：93名・指導員22名 ☒ 調査員選任方法：町会・自治会からの推薦及び登録調査員 ☒ 主要調査事項 ①建物の構造 ②住宅の建て方・種類 ③建設時期・床面積・建築面積・敷地面積 ④設備に関する事項 ⑤所有の関係 ⑥世帯の種類・世帯構成 ※ 以上、甲調査 ※ 甲調査…住宅・土地のみの調査 乙調査…住宅・土地のほかに所有する住宅等も対象。 ※ 調査対象世帯…325調査区 5,442世帯（1調査区あたり17世帯） （甲）282調査区 4,794世帯（約87%）（乙）43調査区 731世帯（約13%）							
経過	・ 昭和23年開始～平成5年 「住宅統計調査」及び「土地統計調査」を個別に実施 ・ 平成10年10月1日 「住宅・土地統計調査」に再編実施 ・ 平成15年10月1日 同 上 実施 ・ 平成20年10月1日 同 上 実施 ・ 平成25年10月1日 同 上 実施 ・ 平成30年10月1日 同 上 実施 ・ 令和 5年10月1日 同 上 実施※計16回目 ※ 平成30年10月実施の調査では、空き家や別荘等の有効利用を図るため、調査事項が変更となるとともに、郵送及びインターネットによる回答方法が導入された。							
必要性	統計法で定められた統計調査のため必須							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） ・ 調査の日程：① 調査員説明会（8月下旬）⇒ ② 調査票の配布（9月下旬） ⇒ ③ 調査書類区回収（10月中旬）⇒ ④ 調査書類審査（10月下旬）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体の処理する事務とされ、本調査は、住宅・土地の実態や保有状況及び世帯の居住状況に関する諸施策の基礎資料を得る事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
	未実施		報酬	指導員・調査員報酬	9,185		未実施	
			需用費	消耗品費等	157			
			役務費	郵便料	347			
			委託料	不用品廃棄委託	67			
			使用料	住宅地図複製使用料	20			

備考	本事業は、5年周期に実施される法定受託事務である。直近の調査は令和5年度に実施、調査に係る費用は都支出金から交付。令和5年調査における行政費用については、調査員・指導員報酬が多くを占めている。
問題点・課題	○本調査は調査項目が多く、年収や資産の項目等、回答項目に忌避感のある内容が多いことに加え、調査自体の知名度が低いことから、世帯の協力を得ることが難しい。また調査員の高齢化や減少が進み、ケガや病気による辞退が生じて、交代調査員の確保ができないなど人員の確保が難しくなっている。 ○インターネットによる回答率の向上が大きな課題として挙げられる（令和5年調査においては約45%（荒川区））。調査員による回収の負担を減らすことができ、職員による審査も不要となることから、引き続きインターネット回答を積極的に促す必要がある。

問題点・課題の改善策										
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価				令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容				
①	担当調査区域の組合せを考慮し調査員の負担を軽くする。調査の協力が得られるように事業の周知に努める。	掲示板やホームページ、ポスター掲示にデジタルサイネージの活用等様々な手段で事業の主知に努めた。				未実施				
②										
③										
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	議 会 質 問 状 況	（ 実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		04-01-23		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		全国家計構造調査		部課名		区民生活部区民課		
				担当者名		坂牧		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-01-05		全国家計構造調査				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 34（ 1959 ）年度		根拠		統計法		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等				
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅶ 計画推進のために				
		政策		積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進				
		施策		04 統計・調査の推進				
目的		国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的とした調査である。（総務省所管）						
対象者等		すべての世帯のうち、総務大臣の定める方法により選定された世帯を対象とし、二人以上の世帯と単身世帯とに分けて調査を実施する。令和元年調査は、二人以上の世帯は20世帯、単身世帯は4世帯を調査した。						
内容		[令和6年度実施（予定）] 5年周期で実施される基幹統計調査で、令和6年の実施内容は、以下のとおり。 調査期日：9月～12月の4ヶ月 調査世帯：簡易調査、基本調査ともに、それぞれ単身世帯2世帯、2人以上世帯10世帯 調査員2名―登録調査員から選任。指導員1名―統計調査指導員経験者から選任 調査事項 「家計簿」「年収・貯蓄等調査票」及び「世帯票」の3種類の調査票により、日々の家計の収入と支出、年間収入、預貯金などの金融資産、借入金、世帯構成、世帯員の就業・就学状況、現住居の状況（床面積、建築時期など）、現住居以外の住宅・宅地の保有状況を調査。 3種類全ての調査票に回答をお願いする「基本調査」と「年収・貯蓄等調査票」及び「世帯票」の2種類の調査票に回答する「簡易調査」がある。						
経過		昭和34年に始まり、以後5年周期に実施され、直近での実施は令和元年調査で13回目。 次回実施は令和6年度。						
必要性		統計法で定められた統計調査のため必須						
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 調査日程 調査員説明会（7月中旬）→調査区内世帯名簿作成及び都への提出=対象世帯選定（8月中旬）→調査票類の配布、回収、審査、及び都への提出（9～12月）→礼状の配布：12月上旬						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は世帯の消費実態を明らかにする事業であるため、継続して実施する。				

(単位：千円)

問題点・課題

本事業は、5年周期で実施される法定受託事務である。今回は令和6年度実施予定で、行政収入として都支出金が交付される。

○調査対象となった世帯は、2か月間にわたり毎日、家計簿調査票に支出品目・金額、収入等を記入するほか、年収・貯蓄等の記入も行うなど、対象世帯の負担感が非常に大きい。
○また、収入や支出内容、そして貯蓄や持ち物に至るまでの広範囲な個人情報調査の対象となることから、調査協力を断る世帯も多く、依頼する調査員の負担も大きい。
○ホームページや区報を使って、調査に対する周知と理解、協力を促していく。

問題点・課題の改善策

他区の写
施状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-24		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	就業構造基本調査		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	渡辺		内線	2219	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		--	就業構造基本調査					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 31（ 1956 ）年度	根拠	統計法					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	04	統計・調査の推進					
目的	国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする（総務省所管）。							
対象者等	国勢調査の調査区から第1次抽出単位として調査区を抽出し、第2次抽出単位として抽出された調査区内の世帯に常住する世帯主及び15歳以上の世帯員（令和4年度は25調査区375世帯）							
内容	●調査期日：10月1日（5年周期） ●調査員数13人、指導員数2人（※令和4年度実績） ●調査員選任方法：調査区域が、町会の区域を跨るため、登録調査員から選任する。 ●指導員選任方法：登録調査員から選任する。 ●主要調査事項 ○氏名 ○男女の別 ○世帯主との続柄 ○出生の年月 ○就学状況 ○学校区分 ○居住地 ○収入の種類 ○就業の有無 ○初職に関する事項 ○訓練・自己啓発 ○育児、介護の状況 ○世帯に関する事項（年齢別世帯員数、収入の種類、年間収入） ●結果の公表：令和5年7月							
経過	昭和31年の第1回調査以来、昭和57年度までは3年ごとに実施されてきた（昭和52年のみ2年目実施）。昭和57年以降は5年ごとに実施され、直近に実施した令和4年の調査は18回目の実施であった。 今回は令和9年10月1日実施予定。							
必要性	統計法で定められた統計調査のため必須							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 調査の日程 1 調査員説明会 8月下旬 2 調査票等の配布 9月下旬 3 調査票の提出10月下旬 4 調査票の審査 11月							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は全国・地域別就業構造に関する基礎資料を得る事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			—	—	—	—	1,780	—	—
決算額（6年度は見込み）			—	—	—	—	1,338	—	—
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	調査世帯						375		
	調査区						25		
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	非常勤報酬	1,303		未実施			未実施		
旅費	特別旅費	0							
需用費	消耗品費	15							
役務費	郵便料	20							
委託料	不用品廃棄処理	0							
使用料	施設使用料	0							

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	13,040	0	▲ 13,040	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	35	0	▲ 35		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1,338	0	▲ 1,338		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,338	0	▲ 1,338		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	1,000	0	▲ 1,000		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 12,737	0	12,737		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)			14,075	0	▲ 14,075	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 12,737	0	12,737
	特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 12,737	0	12,737	

備考	本事業は、5年周期で実施される法定受託事務である。次回は令和9年度実施予定で、行政収入として都支出金が交付される。
----	---

問題点・	○屋間不在世帯やオートロックマンションが多い現在の住環境においては、世帯の方と接触することが難しく、特にセキュリティの高いオートロックマンションでは各戸訪問が非常に困難になっている。 ○5年周期調査であるが国勢調査のように知名度が高くなく、回答率向上のためには調査に対する興味・関心が寄せられるよう周知方法を検討する必要がある。
------	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	未実施	未実施	未実施
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

実況の区施








議 会 質 問 状 況 (要 旨)	
--	--

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-25		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	学校基本調査		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	田村		内線	2218	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-01-02	学校基本調査					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 23	（ 1948 ）	年度	根拠	統計法、学校基本調査規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	04	統計・調査の推進					
目的	学校教育行政に必要な基本的事項を明らかにし、学校教育行政の基礎資料を得る。 （文部科学省所管）							
対象者等	区立の幼稚園（9園）・小学校（24校）・中学校（10校）・不就学学齢児童 私立の幼稚園（5園）・中学校（2校）・専修学校（7校）・各種学校（3校）							
内容	☐ 調査期日：毎年5月1日 ☐ 調査項目 ①学校調査（学級数、通信教育調査）・学校施設調査・卒業後の状況調査 ②不就学学齢児童・生徒調査 ☐ 調査方法 区立の幼稚園、小学校、中学校は、①及び②を調査。なお、同調査は区教育委員会が実施。 私立の幼稚園・中学校・専門学校・各種学校は、①を調査。各園長・学校長に調査票を郵送し回答を依頼。							
経過	従来、本調査は東京都で実施されてきたが、地方分権の実施により平成13年度から区で実施となった（区立の幼稚園、小学校、中学校については、東京都知事から東京都教育委員会に事務委任し、区の教育委員会にて実施してきた）。 平成16年度から、公立学校の調査は「学校基本調査電子調査票収集システム」により実施。 平成17年度から、希望する私立学校においても「学校基本調査電子調査票収集システム」により実施することになり、17年度から6校が実施している。平成29年度から14校が実施、令和2年度から15校が実施、令和3年度からは16校が実施している。							
必要性	統計法で定められた統計調査のため必須							
実施方法	☐ （1直営） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員）							
	調査の日程		1学校（園）長への調査依頼・調査票配布		4月中旬 5月中旬			
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体の処理する事務とされ、本調査は幼稚園、小中学校、各種学校等を対象に、学校教育行政の基礎資料を得る事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			38	36	35	37	35	35	35
決算額（6年度は見込み）			30	25	6	7	8	5	35
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	学校数（公立・私立）		61	61	61	62	61	61	61
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	消耗品費	3	役務費	郵便料	5	旅費	旅費	3	
役務費	郵便料	5				需要費	消耗品費	4	
						役務費	郵便料	28	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	903	914	11	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	8	5	▲ 3		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	8	5	▲ 3
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	8	5	▲ 3
		賞与・退職給与と引当金繰入額	77	192	115	行政収支差額(a) - (b) = (c)	▲ 980	▲ 1,106	▲ 126	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	988	1,111	123	通常収支差額(c) + (d) = (e)	▲ 980	▲ 1,106	▲ 126	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f) - (g) = (h)	0	0	0	当期収支差額(e) + (h)	▲ 980	▲ 1,106	▲ 126		

備考	本事業は、毎年実施される法定受託事務である。行政費用では、主に給与関係費が多くを占めている。行政収入では、令和5年度に5千円（令和4年度は8千円）が都支出金として交付された（調査票の郵送及び消耗品購入費）。
----	---

問題	国としては、区への提出は、オンラインによる回答を推進しており、各学校等にもその旨依頼をしているところである。オンラインでの回答率向上に向け、引き続き推進をしていきたい。
----	--

問題点・課題の改善策

令和5年度に取り組む 具体的な改善内容				令和5年度に実施した 改善内容および評価				令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	電子調査票が、見やすくなり、入力 もしやすくなったが、紙回答の提出 があるため、オンライン回答を引き 続き推進していきたい			各学校等の事情もあり紙ベースでの 回答提出もあった				オンライン回答率の向上			
②											
③											
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区			未実施 0 区				不明 0 区 ）			
議 会 （ 要 旨 ）											

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-26		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	農林業センサス		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	渡辺		内線	2219	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-01-65		農林業センサス調査区設定					
	01-01-65		農林業センサス調査区設定					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 22	（ 1947 ）	年度	根拠	統計法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	04	統計・調査の推進					
目的	農林業の実態を明らかにし、農林業行政に係る諸施策及び各種統計調査に必要な基礎資料を整備する。 （農林水産省所管）							
対象者 等	農林業経営体（※荒川区においては、現在は山林保有者《林業事業体》のみ）							
内容	[2025年農林業センサス] ●調査期日：準備作業 令和6年12月1日 本調査 令和7年2月1日 ●調査員5人 指導員1人 ●調査員及び指導員は、調査区が広範囲となるので登録調査員から選任する。 ●主要調査事項 ア 保有山林面積とその内訳 イ 林業労働 ウ 林作業の委託 エ 林産物の販売							
経過	昭和25年2月以来、F A O（国際連合食糧農業機関）が策定する要綱に基づき西暦末尾が0の年に国際的に実施される「世界農林業センサス（旧『世界農業センサス』）」と、日本が独自に西暦末尾が5の年に実施する「農林業センサス（旧『農業センサス』）」とが、5年毎に入れ替わり実施されている。直近の調査は令和2年2月1日実施の「2020世界農林業センサス」で、次回は令和6年度（令和7年2月1日基準日）に実施予定。							
必要性	統計法で定められた統計調査のため必須							
実施 方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 区で推薦し都に任命された調査員が調査票を配布・回収。 指導員・区職員が回収した調査票を審査し都に提出する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続		統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は農林業の実態を明らかにする事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			10	265	28	－	－	2	225
決算額（6年度は見込み）			0	83	0	－	－	0	225
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	調査員数		0	5	0	0	0	0	5
	指導員数		0	1	0	0	0	0	1
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
	未実施		需要費	消耗品費	0	報酬	非常勤報酬	115	
						需要費	消耗品費	15	
						役務費	郵便料	22	
						委託料	その他委託料	70	
						使用料	その他使用料	3	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	0	0	0
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		0	0	0	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)		0	0	0
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)		0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)		0	0	0

備考	本事業は、5年周期で実施される法定受託事務である。次回は令和6年度実施予定で、行政収入として都支出金が交付される。なお、令和5年度予算の2千円は、令和6年実施に向けた消耗品等に要する費用として計上したものである。
----	--

問題	調査の対象となる母数が少ないため、報酬が他の統計調査に比べて少なく、調査員に従事していただける方が少ない。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	未実施	未実施	調査を熟知した調査員の確保
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	
--	--

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-27		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	経済センサス準備事務		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	渡辺		内線	2219	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）								
事務事業の種類			☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業	
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度		根拠	統計法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	04 統計・調査の推進						
目的	経済センサスの実施にあたり、統計調査員の確保などを行い、調査に支障のないよう準備を行う。							
対象者等	農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所、国・地方公共団体の事業所を除くすべての事業所（一部事業所については国の直轄調査にて実施）							
内容	経済センサス-活動調査-が実施される前年度に実施、調査員に配分するための調査区割りを作成、決定する。							
経過	直近においては、令和3年度に経済センサス活動調査を実施し、その前年度である令和2年度に準備作業を実施したところである。 次回の経済センサス活動調査の実施は、令和8年6月を予定しており、その前年度である令和7年度が準備年度となる。 なお経済センサス基礎調査については、区は乙調査（国、地方公共団体の事業所が対象）のみを実施しており、甲調査（民間事業所対象）は国が実施をしている。							
必要性	統計法に基づく統計調査のため必須							
実施方法	☐ 1直営（ ）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 調査区の区割りを作成し、調査員業務を依頼する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体が処理する事務であって、行政事務の効率化を図ることを目的とする経済センサスの実施に欠かせない事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額			30	—	1,153	—	—	—	—
決算額（6年度は見込み）			0	—	357	—	—	—	—
実績 の 推移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
	未実施			未実施			未実施		

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	0	0
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)		0	0	0
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		0	0	0

備考

本事業は、5年周期の経済センサス活動調査の前年に実施される法定受託事務である。

問題点・課題

・町会の調査員推薦において、調査員のなり手が減少している。町会から多くの調査員を推薦いただくことは現状困難であり、調査員の不足や一人あたりの負担などが懸念されることから、新たな登録調査員の確保が必要となっている。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	未実施	未実施	未実施
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-28		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	経済センサス		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	渡辺		内線	2219	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）								
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 21	（ 2009 ）	年度	根拠	統計法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	04	統計・調査の推進					
目的	全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の制度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。経済センサスー活動調査は、経済センサスー基礎調査として区内のすべての事業所・企業の所在地把握を主目的として行った調査に基づき実施する。（総務省・経済産業省所管）							
対象者等	区内のすべての事業所・企業							
内容	●調査期日：6月1日（活動調査） ●調査員：88人（令和3年活動調査時） ●調査員は1人あたり約70事業所を担当する。指導員は原則13調査員に1人配置。 ●調査員選任方法：町会長に推薦依頼を行い、町会の区域を跨る調査区は登録調査員を充てる ●指導員選任方法：登録調査員から選任する ●主要調査事項 ○事業所の名称、所在地、連絡先 ○事業所の事業の種類及び業態 ○経営組織 ○本所・支所の別、本社・本所の名称、所在地 ○事業所の開設時期 ○事業所の従業者数 ○資本金 ○売上高（総額） ●結果の公表 ○令和3年度実施の活動調査：令和5年6月							
経過	経済センサスは、これまでの経済に関する統計調査が分野ごとに異なる年次や周期で実施され、経済の全体像を包括的にとらえることが難しかったことから、全産業を同じ時点で網羅的に調査するため、従来の関連調査を統廃合し、新たに創設された。 平成21年7月に基礎調査を実施し、第1回目の活動調査は平成24年2月1日を基準日とし実施された。第2回は平成26年7月に基礎調査を実施し、平成28年6月に活動調査を実施。令和元年の基礎調査においては、10ヶ月において順次調査する調査方法に変更された。直近の調査は令和3年6月に活動調査を実施し、次回は令和8年6月に実施を予定している。							
必要性	統計法で定められた統計調査のため必須							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 調査員調査…調査員による回収もしくはインターネット調査 本社等一括調査…郵送回収またはインターネット調査 乙調査…インターネット調査							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	統計法施行令第4条により、基幹統計は地方公共団体が処理する事務とされ、本調査は全産業の経済活動の実態を把握する事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税等	0	0	
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	0	0	
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	
		行政費用合計(b)	0	0	0		通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	0	0	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0			
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	0	0			

備考

本事業は、5年周期の法定受託事務である。

問題点・課題

○町会から、調査員のなり手がいないとの報告も受けており、調査員不足が懸念されるため、新たな調査員を確保する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	未実施	未実施	未実施
②			
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	04-01-29		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	経済センサス調査区管理事務		部課名	区民生活部区民課		課長名	岸	
			担当者名	渡辺		内線	2219	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-01-03	経済センサス調査区管理事務					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	統計法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	04 統計・調査の推進						
目的	●経済センサスの実施に当たり、調査区及び母集団情報を最新の情報に整備することを目的とする。 ●必要な修正を行うことにより、事業所または企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料としての利用に供する。							
対象者等	全事業所・企業							
内容	●基準日：6月1日（毎年実施） ●調査区は原則固定であるが、①区画整理、道路等の新設及び調査区内の企業数が著しく増減した場合②地方公共団体の名称変更など市区町村相互間の変更があった場合③調査区内の住所情報の変更があった場合には、調査区の修正または事業所名簿の整備を行う。 ●既存の統計調査の結果等に加え、新たに新規事業所等の情報を得た場合や、調査区管理により調査区が変更になった事業所等があった場合は、次回調査に向けて情報整理をする。							
経過	これまで、我が国の産業を対象とする大規模統計調査は、産業分野ごとに、国の各府省によりそれぞれ異なる年次及び周期で実施されてきた。このため、既存の大規模統計調査の結果を統合しても、同一時点における我が国全体の包括的な産業構造統計を作成できない状況にあった。また、国民経済に占める割合が高くなっているサービス分野の統計も不足しており、全産業をカバーする一次統計の情報を整備することが必要であったことから、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（いわゆる「骨太の方針」）において経済活動を同一時点で網羅的に把握する「経済センサス」の実施が提言された。平成21年7月に第1回の「経済センサス - 基礎調査」を実施、また、平成24年2月からは、売上高や費用等の経理項目の把握に重点を置いた「経済センサス - 活動調査」を実施している。現在、基礎調査は毎年実施しており、活動調査については5年周期で実施、直近では令和3年度に実施をし、次回は令和8年6月に実施予定である。							
必要性	統計法に基づく統計調査のため必須							
実施方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 統計係職員が、調査区の変更情報資料等により処理をし、都へ提出する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	統計法施行令第4条により基幹統計は地方公共団体が処理する事務であって、行政事務の効率化を図ることを目的に実施する経済センサスの正確性を保つ事業であるため、継続して実施する。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用については、主に給与関係費が多くを占めている。大きな調査区変更等が発生しなかったため、物件費（消耗品、郵送料）は発生しなかった。

調査区設定は町丁で区切ることが原則であるが、町丁で区切ることが困難な場合は、町会の境界に合わせて設定してもよいとされている。しかし設定にあたっては明確な道路等を境界にしなければならないとされており、町会の境界が明確な道路に拠らない場合が多々あるため、町会の境界を跨ぐ調査区が存在している。現在そのような調査区は町会・自治会から推薦された調査員ではなく、登録調査員に依頼しているが、今後登録調査員が不足した場合に備え、新たな調査員の確保を図ることが課題となっている。

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	調査区域を修正する必要がある際は、適切に処理を行う。	前年度に修正した地図データを確認し、東京都へ報告した。	引き続き調査区域を修正する必要がある際には、適切に処理を行っていく。
②			
③			

他区の状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会の状況(要旨)	